

奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱一部改正新旧対照表（令和4年4月1日）

改正後	現 行
<p><u>(趣旨)</u> 第1条 知事は、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金、中山間地域等直接支払推進交付金及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を市町村又は農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領第3に定める地域協議会（以下、「地域協議会」という。）に交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p><u>(遵守事項)</u> 第2条 交付金の交付を受けようとする者は、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）、中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成12年4月1日12構改B第392号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日27生産第2855号農林水産省生産局長通知、平成28年4月1日27農振第2219号農村振興局長通知）、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）及び中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）に従わなければならない。</p> <p><u>(交付対象経費及び補助率等)</u> 第3条 交付の対象となる経費及び補助率等は、別表1のとおりとする。</p> <p><u>(交付金の交付申請)</u> 第4条 交付金の交付を受けようとする者は、交付金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。 (1) 交付金等交付申請書（第1号様式） (2) 事業計画書（第2-1号様式もしくは第2-2号様式） (3) 収支予算書（第3号様式） 2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時にお</p>	<p>第1 趣旨 知事は、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金及び中山間地域等直接支払推進交付金に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を市町村に交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2 定義 (1) この要綱において「中山間地域等直接支払交付金」とは、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）により市町村が集落協定及び個別協定に基づいて交付する交付金をいう。 (2) この要綱において「中山間地域等直接支払推進交付金」とは、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）に基づいて市町村が行う事業に対して交付する交付金をいう。</p> <p>第3 交付対象経費及び補助率等 交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。</p> <p>第4 交付金の交付申請 交付金の交付を受けようとする者は、交付金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。 (1) 交付金交付申請書（第1号様式） (2) 事業計画書（第2号様式） (3) 収支予算書（第3号様式） (新設)</p>

改正後	現行
<p><u>いて当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(交付金の交付の決定)</u> 第5条 知事は、<u>前条</u>の書類を受理し適当と認めるときは、交付金の交付の決定を通知するものとする。 2 規則第7条第1項の規定により交付金の交付を申請した者が申請を取り下げできる期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して<u>15日</u>を経過した日とする。 3 <u>知事は、交付金の交付の目的を達成するために必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。</u> 4 <u>事業の着手は、交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届（第12号様式）を知事に提出するものとする。</u></p> <p><u>(知事の承認を要しない内容又は経費の配分の軽微な変更)</u> 第6条 規則第5条第1項第1号に規定する軽微な変更は、<u>別表1</u>のとおりとする。</p> <p><u>(変更の承認の申請)</u> 第7条 交付金の交付の決定の通知を受けた者は、当該決定に係る交付金事業の内容又は経費の配分の変更の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>(交付金の概算払)</u> 第8条 知事は、交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、当該交付決定額の範囲内で交付金の概算払をすることができる。 2 前項の規定により、交付金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>(事業の遂行状況報告書)</u> 第9条 交付金の交付の決定の通知を受けた者は、その年度の12月31日現在における事業の遂行状況を当該年度の1月20日までに事業遂行状況報告書（第6号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、12月31日までに第8条第2項の規定による概算払請求書を提出している場合は、この限りでない。</p> <p><u>(完了実績報告)</u> 第10条 交付金の交付の決定を受けた者は、交付金事業が完了したときは、<u>交付金事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は交付金事業の完了の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を、知事に提出しなければならない。</u> (1) 実績報告書（第7号様式）</p>	<p>第5 交付金の交付の決定 知事は、<u>第4</u>の書類を受理し適当と認めるときは、交付金の交付の決定を通知するものとする。 2 規則第7条第1項の規定により交付金の交付を申請した者が申請を取り下げできる期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して<u>7日</u>を経過した日とする。 (新設)</p> <p>第6 知事の承認を要しない内容又は経費の配分の軽微な変更 規則第5条第1項第1号に規定する軽微な変更は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>第7 変更の承認の申請 交付金の交付の決定の通知を受けた者は、当該決定に係る交付金事業の内容又は経費の配分の変更の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>第8 交付金の概算払 知事は、交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、当該交付決定額の範囲内で交付金の概算払をすることができる。 2 前項の規定により、交付金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>第9 事業の遂行状況報告書 交付金の交付の決定の通知を受けた者は、その年度の12月31日現在における事業の遂行状況を当該年度の1月20日までに事業遂行状況報告書（第6号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、12月31日までに第8条第2項の規定による概算払請求書を提出している場合は、この限りでない。</p> <p>第10 完了実績報告 交付金の交付の決定を受けた者は、交付金事業が完了したときは、<u>速やかに</u>次に掲げる書類を、知事に提出しなければならない。 (1) 実績報告書（第7号様式）</p>

改正後	現行
<p>(2) 交付金等交付請求書（第8号様式） (3) 事業実績書（<u>第9-1号様式もしくは第9-2号様式</u>） (4) 収支精算書（第10号様式及び第11号様式） (5) その他知事が必要と認める書類</p> <p><u>（交付金の確定及び交付）</u> 第11条 知事は、<u>前条</u>の規定による書類を受理した場合において、その内容を適当と認め交付金の額を確定したときは、交付金を交付する。この場合において、<u>第8条第1項</u>の規定によって概算払をしたときは、当該交付金について精算するものとする。 2 <u>知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の交付金の返還を交付金の交付を受けた者に対し請求するものとする。</u></p> <p><u>（交付決定の取消し等）</u> 第12条 知事は、<u>交付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</u> (1) <u>第5条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。</u> (2) <u>第7条の規定に違反したとき。</u> (3) <u>偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。</u> 2 <u>前項の規定により、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した交付金の返還を命ずるものとする。</u></p> <p><u>（財産の管理等及び処分の制限）</u> 第13条 交付金の交付を受けた者は、<u>交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</u> 2 <u>取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。</u> 3 <u>取得財産等のうち規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。</u> 4 <u>規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。</u> 5 <u>交付金の交付を受けた者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</u> 6 <u>前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることができる。</u></p>	<p>(2) 交付金交付請求書（第8号様式） (3) 事業実績書（<u>第9号様式</u>） (4) 収支精算書（第10号様式及び第11号様式） (5) その他知事が必要と認める書類</p> <p>第11 交付金の<u>交付</u> 知事は、<u>第10</u>の規定による書類を受理した場合において、その内容を適当と認め交付金の額を確定したときは、交付金を交付する。この場合において、<u>第8第1項</u>の規定によって概算払をしたときは、当該交付金について精算するものとする。 （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	現行
<p><u>(その他)</u> <u>第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

現行

(別表1)

交付の対象となる経費	補助率等	軽微な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
		次に掲げる変更以外の変更をいう	次に掲げる変更以外の変更をいう
1. 中山間地域等直接支払交付金 市町村が中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)に基づいて交付金を交付するのに必要な経費	交付金額から国の交付金を除いた部分の50%		交付金の30%を超える変更
2. 中山間地域等直接支払推進交付金 市町村が日本型直接支払推進交付金交付等要領(令和4年4月1日3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)別紙2の第2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定 額		交付金の30%を超える変更
3. 農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策) 市町村または地域協議会が農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)実施要領(令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知)に基づいて行う次の事業に要する経費			
(1) 中山間地農業ルネッサンス推進事業 ア 中山間地農業ルネッサンス推進支援 イ 元気な地域創設モデル支援	定 額 (各年度の助成額の上限は、事業実施主体当たり500万円とする。)	事業実施主体の名称の変更	事業費の3割以上の増減
(2) 農村型地域運営組織形成推進事業 ア 農村型地域運営組織モデル形成支援	定 額 (各年度の助成額の上限は、事業実施主体当たり1,000万円とする。)	事業実施主体の名称の変更	事業費の3割以上の増減

別表(第3及び第6関係)

交付の対象となる経費	補助率等	軽微な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
		次に掲げる変更以外の変更をいう	次に掲げる変更以外の変更をいう
1. 中山間地域等直接支払交付金 市町村が中山間地域等直接支払い制度により交付金を交付するのに必要な経費	交付金額から国の交付金を除いた部分の50%		
2. 中山間地域等直接支払推進交付金 市町村が日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日27農振第2218号農林水産事務次官依命通知)別紙2の第2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定 額		第2号様式の2の(2)の事業内容の追加及び削減
(新設)			

改正後

(別表2)

中山間地域等直接支払推進交付金の対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進・指導、確認事務、各種会議及び調査等に要する旅費
	委員会旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝金に必要な経費
委託費		・市町村が実施する取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を実施する場合の会場費 ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を含む） ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議、推進・指導等に必要となる資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・短期間又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費、少額な記憶媒体、自動車等の燃料費、光熱水道費等
	報酬・給与 ・職員手当	・事業に直接必要となる正規職員の超勤及び <u>会計年度任用職員の給与等</u>
	共済費	・ <u>会計年度任用職員の給与等</u> に係る社会保険料、児童手当拠出金及び退職金共済掛金
	雑役務費	・交付対象農用地に関するデータ等の収集・整理等
	測量費	・測量費・図面作成等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費

現行

(別表)

中山間地域等直接支払推進交付金の対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進・指導、確認事務、各種会議及び調査等に要する旅費
	委員会旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝金に必要な経費
委託費		・市町村が実施する取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を実施する場合の会場費 ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を含む） ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議、推進・指導等に必要となる資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・短期間又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費、少額な記憶媒体、自動車等の燃料費、光熱水道費等
	報酬・賃金 ・職員手当	・事業に直接必要となる正規職員の超勤及び <u>臨時雇用賃金</u>
	共済費	・ <u>臨時雇用者の賃金</u> に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・交付対象農用地に関するデータ等の収集・整理等
	測量費	・測量費・図面作成等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費

改正後

現行

(別表3)

中山間地農業ルネッサンス推進事業の対象経費

(新設)

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬・給与・職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑務費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な工事費
	測量設計費	・元気な地域創出モデル支援の工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械器具費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

改正後

現行

(別表4)

農村型地域運営組織形成推進事業の対象経費

(新設)

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要な資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬・給与 ・職員手当 等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当 拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤 ・機械・ 施設等整 備費	工事費	・事業の実施に必要な工事費
	測量設計費	・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械器具費	・事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

改正後

(第1号様式)

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

市町村長 氏 名 _____
〇〇地域協議会長 氏 名 _____

_____ 年度中山間地域等直接支払交付金等交付申請書

_____ 年度において下記のとおり事業を実施したいので、奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第4条により、金 _____ 円の交付を申請します。

記

区 分	交 付 金	備 考
(削る)	円	
(削る)	円	
合 計	円	

現 行

(第1号様式)

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

市町村長 氏 名 印

平成 年度中山間地域等直接支払交付金等交付申請書

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第4により、金 _____ 円の交付を申請します。

記

区 分	交 付 金	備 考
<u>中山間地域等直接支払交付金</u>	円	
<u>中山間地域等直接支払推進交付金</u>	円	
合 計	円	

改正後

現行

(第2-1号様式)

事業計画書

(第2号様式)

事業計画書

1 事業の目的

1 事業の目的

2 事業の内容

2 事業の内容

(1) 中山間地域等直接支払交付金交付計画

(1) 中山間地域等直接支払交付金交付計画

(単位：円)

(単位：円)

区分	交付額	前年度交付額		
		うち県交付金	うち市町交付金	うち県交付金
田				
畑				
草地				
採草放牧地				
計				

区分	交付額	前年度交付額		
		うち県交付金	うち市町交付金	うち県交付金
田				
畑				
草地				
採草放牧地				
計				

(2) 中山間地域等直接支払推進交付金推進事業計画

(2) 中山間地域等直接支払推進交付金推進事業計画

推進指導			実施状況確認		その他
集落説明会	事業計画作成指導	交付手続	書類審査	現地調査	
対象集落数	指導集落数	対象集落数	審査件数	確認時期	件数
集落	集落	集落	件	月	件

推進指導			実施状況確認		その他
集落説明会	事業計画作成指導	交付手続	書類審査	現地調査	
対象集落数	指導集落数	対象集落数	審査件数	確認時期	件数
集落	集落	集落	件	月	件

3 経費の配分 (積算内訳 別紙のとおり)

3 経費の配分 (積算内訳 別紙のとおり)

(単位：円)

(単位：円)

区分	交付金事業に要する経費	負担区分		
		交付金(国費)	交付金(県費)	市町村費
1. 中山間地域等直接支払交付金				
2. 中山間地域等直接支払推進交付金				
(1) 促進計画の策定				
(2) 推進・指導等				
(3) 実施状況の確認事務				
(4) 基準検討会の実施				
(5) 集落協定の広域化計画の策定				
(6) その他推進事業の実施に必要な事項				
計				

区分	交付金事業に要する経費	負担区分		
		交付金(国費)	交付金(県費)	市町村費
1. 中山間地域等直接支払交付金				
2. 中山間地域等直接支払推進交付金				
(1) 促進計画の策定				
(2) 推進・指導等				
(3) 実施状況の確認事務				
(4) 基準検討会の実施				
(5) 集落協定の広域化計画の策定				
(6) その他推進事業の実施に必要な事項				
計				

4 事業完了予定年月日 年 月 日

4 事業完了予定 平成 年 月 日

5 添付書類 市町村の補助金交付規則又は要綱

(新設)

改正後

現行

(第2-2号様式)

事業計画書 (農山漁村振興交付金 中山間地農業推進対策)

1 事業の目的

2 事業の内容

区 分	実施地区	取 組 内 容	備 考
1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業			
2. 農村型地域運営組織形成推進事業			

3 経費の配分

(単位：円)

区 分	交付金事業に 要する経費	負 担 区 分		
		交付金(国費)	交付金(県費)	市町村費
1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業				
2. 農村型地域運営組織形成推進事業				
計				

4 事業完了予定年月日 年 月 日

(新設)

改正後

(第3号様式)

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			(削る)		
1. 中山間地域等直接支払交付金					
2. 中山間地域等直接支払推進交付金					
(削る)					
<u>3. 中山間地農業ルネッサンス推進事業</u>					
<u>4. 農村型地域運営組織形成推進事業</u>					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			(削る)		
1. 中山間地域等直接支払交付金					
(削る)					
2. 中山間地域等直接支払推進交付金					
(削る)					
<u>3. 中山間地農業ルネッサンス推進事業</u>					
<u>4. 農村型地域運営組織形成推進事業</u>					
合 計					

(注) 区分欄には、交付の対象となる事業のみ記載すること。

現 行

(第3号様式)

収支予算書

1 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1. 中山間地域等直接支払交付金					
2. 中山間地域等直接支払推進交付金					
<u>(1) 中山間地域等直接支払推進交付金</u>					
<u>(2) 市 町 村 費</u>					
(新設)					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1. 中山間地域等直接支払交付金					
<u>(1) 県交付金(国費)</u>					
<u>(2) 県交付金(県費)</u>					
<u>(3) 市 町 村 費</u>					
2. 中山間地域等直接支払推進交付金					
<u>(1) 促進計画の策定</u>					
<u>(2) 推進・指導等</u>					
<u>(3) 実施状況の確認事務</u>					
<u>(4) 基準検討会の実施</u>					
<u>(5) 集落協定の広域化計画の策定</u>					
<u>(6) その他推進事業の実施に必要な事項</u>					
(新設)					
合 計					

2 添付書類 市町村の補助金交付規則又は要綱

改正後

(第4号様式)

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

市町村長 氏 名
〇〇地域協議会長 氏 名

 年度中山間地域等直接支払交付金等事業計画変更承認申請書

 年 月 日付け奈良県指令 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等について、奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容

区 分	交 付 金	備 考
	円	
	円	
合 計	円	

(第2-1号様式、第2-2号様式)に準じて作成すること。
注：変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を()書きで上段に記載すること。

現 行

(第4号様式)

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

市町村長 氏 名 里

平成 年度中山間地域等直接支払交付金等事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け奈良県指令 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等について、奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容

(新設)

(第2号様式、第3号様式)に準じて作成すること。
注：変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を()書きで上段に記載すること。

改正後

(第5号様式)

番号
年月日

奈良県知事 殿

市町村長 氏 名
○○地域協議会長 氏 名

年度中山間地域等直接支払交付金等概算払請求書

年 月 日付け奈良県指令 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等について、奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

交付金事業に要する経費	交付金交付決定額(A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残 額(A-B-C)	事業完了予定年月日	備考
		金 額	交付金に占める割合	金 額	交付金に占める割合			
円	円	円	%	円	%	円		

(振込先口座)

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人(カナ)	

現 行

(第5号様式)

番号
年月日

奈良県知事 殿

市町村長 氏 名

平成 年度中山間地域等直接支払交付金等概算払請求書

平成 年 月 日付け奈良県指令 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等について、奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

交付金事業に要する経費	交付金交付決定額(A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残 額(A-B-C)	事業完了予定年月日	備考
		金 額	交付金に占める割合	金 額	交付金に占める割合			
円	円	円	%	円	%	円		

(新設)

改正後

(第6号様式)

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

市町村長 氏 名
〇〇地域協議会長 氏 名

年度中山間地域等直接支払交付金等事業遂行状況報告書

年 月 日付け奈良県指令 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等について、奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付金事業遂行状況を報告します。

記

1. 事業遂行状況

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費 A-B	摘 要
	円	円	%	円	

区分欄には、事業計画書第2-1号様式、第2-2号様式の「3. 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

2. 事業完了予定年月日 年 月 日

現 行

(第6号様式)

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

市町村長 氏 名

平成 年度中山間地域等直接支払交付金等事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け奈良県指令 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等について、奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり交付金事業遂行状況を報告します。

記

1. 事業遂行状況

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費 A-B	摘 要
	円	円	%	円	

区分欄には、事業計画書第2号様式の「3. 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

2. 事業完了予定 平成 年 月 日

改正後

(第7号様式)

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

市町村長 氏 名
〇〇地域協議会長 氏 名

年度中山間地域等直接支払交付金等実績報告書

年 月 日付け奈良県指令 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等について、下記のとおり交付金事業を実施したので、奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

区 分	交 付 金	備 考
(削る)	円	
(削る)	円	
合 計	円	

- (注) 1 記の記載事項は、交付申請書様式の記の記載要領に準ずる。
2 添付書類については各事業費の根拠となる支出経費等ごとの内訳を記載した資料(第11号様式)、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、このほか交付金等交付申請書又は変更交付申請書に添付したもののから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

現 行

(第7号様式)

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

市町村長 氏 名

平成 年度中山間地域等直接支払交付金等実績報告書

平成 年 月 日付け奈良県指令 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等について、下記のとおり交付金事業を実施したので、奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

区 分	交 付 金	備 考
<u>中山間地域等直接支払交付金</u>	円	
<u>中山間地域等直接支払推進交付金</u>	円	
合 計	円	

- (注) 1 記の記載事項は、交付申請書様式の記の記載要領に準ずる。
2 添付書類については各事業費の根拠となる支出経費等ごとの内訳を記載した資料(第11号様式)、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、このほか、交付金等交付申請書又は変更交付申請書に添付したもののから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

改正後

(第9-1号様式)

事業実績書

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 中山間地域等直接支払交付金交付実績

(単位：円)

区分	交付額	うち県交付金		
		前年度交付額	うち県交付金	
田				
畑				
草地				
採草放牧地				
計				

(2) 中山間地域等直接支払推進交付金推進事業実績

推進指導			実施状況確認		その他
集落説明会	事業計画作成指導	交付手続	書類審査	現地調査	
対象集落数	指導集落数	対象集落数	審査件数	確認時期	件数
集落	集落	集落	件	月	件

3 経費の配分 (積算内訳 別紙のとおり)

(単位：円)

区分	交付金事業に要した経費	負担区分		
		交付金(国費)	交付金(県費)	市町村費
1. 中山間地域等直接支払交付金				
2. 中山間地域等直接支払推進交付金				
(1) 促進計画の策定				
(2) 推進・指導等				
(3) 実施状況の確認事務				
(4) 基準検討会の実施				
(5) 集落協定の広域化計画の策定				
(6) その他推進事業の実施に必要な事項				
計				

4 事業完了年月日 年 月 日

現行

(第9号様式)

事業実績書

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 中山間地域等直接支払交付金交付計画

(単位：円)

区分	交付額	うち県交付金		
		前年度交付額	うち県交付金	
田				
畑				
草地				
採草放牧地				
計				

(2) 中山間地域等直接支払推進交付金推進事業計画

推進指導			実施状況確認		その他
集落説明会	事業計画作成指導	交付手続	書類審査	現地調査	
対象集落数	指導集落数	対象集落数	審査件数	確認時期	件数
集落	集落	集落	件	月	件

3 経費の配分 (積算内訳 別紙のとおり)

(単位：円)

区分	交付金事業に要する経費	負担区分		
		交付金(国費)	交付金(県費)	市町村費
1. 中山間地域等直接支払交付金				
2. 中山間地域等直接支払推進交付金				
(1) 促進計画の策定				
(2) 推進・指導等				
(3) 実施状況の確認事務				
(4) 基準検討会の実施				
(5) 集落協定の広域化計画の策定				
(6) その他推進事業の実施に必要な事項				
計				

4 事業完了予定平成 年 月 日

改正後

現行

(第9-2号様式)

事業実績書 (農山漁村振興交付金 中山間地農業推進対策)

(新設)

1 事業の目的

2 事業の内容

区分	実施地区	取組内容	備考
1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業			
2. 農村型地域運営組織形成推進事業			

3 経費の配分

(単位：円)

区分	交付金事業に 要した経費	負担区分		
		交付金(国費)	交付金(県費)	市町村費
1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業				
2. 農村型地域運営組織形成推進事業				
計				

4 事業完了年月日 年 月 日

改正後

(第10号様式)

収支精算書

1. 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			(削る)		
1. 中山間地域等直接支払交付金					
2. 中山間地域等直接支払推進交付金					
(削る)					
3. <u>中山間地農業ルネッサンス推進事業</u>					
4. <u>農村型地域運営組織形成推進事業</u>					
合 計					

2. 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			(削る)		
1. 中山間地域等直接支払交付金					
(削る)					
2. 中山間地域等直接支払推進交付金					
(削る)					
3. <u>中山間地農業ルネッサンス推進事業</u>					
4. <u>農村型地域運営組織形成推進事業</u>					
合 計					

(注) 区分欄には、交付の対象となる事業のみ記載すること。

現 行

(第10号様式)

収支精算書

1. 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1. 中山間地域等直接支払交付金					
2. 中山間地域等直接支払推進交付金					
(1) <u>中山間地域等直接支払推進交付金</u>					
(2) <u>市 町 村 費</u>					
(新設)					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1. 中山間地域等直接支払交付金					
(1) <u>県交付金(国費)</u>					
(2) <u>県交付金(県費)</u>					
(3) <u>市 町 村 費</u>					
2. 中山間地域等直接支払推進交付金					
(1) <u>促進計画の策定</u>					
(2) <u>推進・指導等</u>					
(3) <u>実施状況の確認事務</u>					
(4) <u>基準検討会の実施</u>					
(5) <u>集落協定の広域化計画の策定</u>					
(6) <u>その他推進事業の実施に必要な事項</u>					
(新設)					
合 計					
(新設)					

改正後

(第11号様式)

支出経費等の内訳
(削る)

(単位：円)

区分\費目	旅費	諸謝金	委託費	事務費	土地基盤・機械・施設等整備費
1. 中山間地域等直接支払推進交付金 (1) 促進計画の策定 (2) 推進・指導等 (3) 実施状況の確認事務 (4) 基準検討会の実施 (5) 集落協定の広域化計画の策定 (6) その他推進事業の実施に必要な事項					
2. 農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策) (1) 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (2) 農村型地域運営組織形成推進事業					
合計					

費目についての内容は、別表2～別表4の各事業の対象経費を参照

現行

(第11号様式)

収支精算書に関する支出経費等の内訳

1 収支精算

(2) 支出の部 (本年度精算額に対する支出経費等の内訳)

(単位：円)

費目	旅費	諸謝金	委託費	事務費
1. 中山間地域等直接支払推進交付金 (1) 促進計画の策定 (2) 推進・指導等 (3) 実施状況の確認事務 (4) 基準検討会の実施 (5) 集落協定の広域化計画の策定 (6) その他推進事業の実施に必要な事項 (新設)				
合計				

費目についての内容は、(別表) 中山間地域等直接支払推進交付金の対象経費を参照。

改正後

現行

(第12号様式)

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

市町村長 氏 名
〇〇地域協議会長 氏 名

年度中山間地域等直接支払交付金等交付決定前着手届

奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第5条第3項の規定に基づき、下記条件を了承の上、下記事業について交付決定前に着手したいので、提出する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、交付を受ける者が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

事業名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	___円	___年 ___月 ___日	___年 ___月 ___日	

(新設)